

高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、中心市街地等においてシェアオフィスを活用した起業、創業等をしやすい環境づくりを行うため、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) シェアオフィス 複数の企業又は個人がそれぞれの目的に応じて空間を共有し、利用できる次に掲げる条件を全て満たす施設であつて、第14条の規定により市長が指定したものをいう。
 - ア 共用して利用できるスペースがあること（廊下、玄関及びトイレを除く。）
 - イ 1か月以上の期間に対応した料金設定があること。
 - ウ 利用者の事業活動をサポートするサービスが付帯していること。
- (2) 中心市街地 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第2条に規定する区域として、市長が別に定める区域をいう。
- (3) 地域生活拠点区域 高岡市立地適正化計画（平成30年12月策定）に規定する都市機能誘導区域のうち、伏木地区、牧野地区、立野・東五位地区、福岡地区、戸出地区及び中田地区の6区域をいう。
- (4) 賃料等 シェアオフィスの利用者が負担する賃借料、共益費、事業活動のサポートに係るサービス使用料等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、中心市街地又は地域生活拠点区域に位置するシェアオフィスを利用して事業活動を行う個人又は法人で、次の各号の要件を全て満たす者とする。

- (1) シェアオフィスの賃貸借契約を締結し、賃料等を負担する者であること（契約者でない者は除く）。
- (2) シェアオフィスを主たる事業所とすること。ただし、この要綱の趣旨を踏まえ、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
- (3) 新たに起業・創業を目指す者にあつては、起業・創業支援機関（TASU（高岡まちなかスタートアップ支援施設）、高岡商工会議所等の産業支援機関であつて、起業・創業者向けに経営指導等を行う機関をいう。）において、経営指導を受けていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) シェアオフィスの賃料等について、国、県又は市の他の補助金の交付を受けていないこと。
- (6) シェアオフィスで実施する事業が、起業・創業、新たな事業展開、事業拡大等

を目的とした事業活動であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の適用を受ける業種、その他市長が不適当と認める業種を営む事業でないこと。

(7) 補助金の交付決定前に、シェアオフィスの利用を開始していないこと。

(8) シェアオフィスに1年以上入居し、事業を営むことが見込まれること。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前条の補助対象者が負担するシェアオフィスの賃料等とする。ただし、補助対象となる期間は、シェアオフィスの利用を開始した日から6か月間を限度とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額とし、1か月当たりの限度額は2万円とする。

2 月額賃料等の算定にあたり、1か月未満の端数日数がある場合は、日割りにより計算するものとする。

3 前2項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象事業に係る補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象期間が2か年度にわたる場合は、年度ごとに申請を行うものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定をするものとする。

(決定の通知)

第8条 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の交付決定通知に、次の条件を付すものとする。

(1) シェアオフィスに継続して1年以上入居し、事業を実施すること。

(2) 前号の条件のほか、規則又はこの要綱の規定を遵守すること。

(3) この要綱の規定により、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合には、市長の求めに応じ、補助金の返還を行うこと。

3 市長は、前条の審査により、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を申請者に通知するものとする。

(補助対象事業の変更等)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ当該変更に係る高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出して、その承認を受けなければならない。ただし、市長が当該変更を軽微な変更と認める

ときは、この限りでない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金実績報告書(様式第4号)に補助対象期間中の賃料等の支払いを証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告を受けた場合は、その内容を審査し、必要に応じて行う現地調査等の結果、補助対象事業が適切に実施されたと認めるときは、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金確定通知書(様式第5号)により補助金の額を通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、補助事業者に当該請求額を交付するものとする。

(シェアオフィスの指定等)

第14条 市長は、補助事業の対象として使用する施設について、施設の所有者若しくは管理者の承諾を得て、又は施設の所有者若しくは管理者からの申し出を受けたときは、第2条第1号アからウに掲げる要件を満たすことを確認のうえ、これを指定し、ホームページ等で公表するものとする。

2 市長は、シェアオフィスが第2条第1号アからウに掲げる要件を満たさなくなったことを知ったとき、又は施設の所有者若しくは管理者からの指定の取消しの申し出があったときは、指定の取消しを行い、ホームページ等で公表するものとする。

(関係書類の整備等)

第15条 補助事業者は、補助対象事業の施行状況及び経費の収支に関する帳簿その他関係書類(市長が別に指示する書類を含む。以下同じ。)を整備し、当該補助対象事業の完了した日の属する会計年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保管しなければならない。

(決定の取消し等)

第16条 市長は、補助事業者が補助金の交付条件に違反したとき、又は規則第17条の規定に基づき、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付決定取り消し通知書(様式第7号)により、補助事業者に通知するものとする。

3 前2項の規定は、第11条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

4 前3項の規定にかかわらず、補助金の確定があった後において、次に掲げる事由により第8条第2項第1号に規定する入居要件が満たされなくなった場合は、市長

は補助金の交付の決定の取り消しを行わないものとする。

(1) 第14条第2項の規定により施設のシェアオフィスとしての指定が取り消され、補助事業者の責めによらない事由により施設を退去したとき。

(2) 補助事業者が、事業拡大等のためシェアオフィスを退去し、市内の他のオフィス、事務所等に移転して事業を継続する場合で、市長が事業の状況を調査し、適当と認めたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(報告、検査及び指示)

第18条 市長は、第8条第2項第1号に規定する入居要件の確認のため、シェアオフィスの入居日から1年を経過したとき及び必要と認めるときに、業務の状況について確認を行うものとする。

2 前号の規定のほか、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第15条の帳簿その他関係書類について検査することができる。

(その他)

第19条 この要綱の運用に関し必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

3 前項の規定にかかわらず、この要綱の失効前に補助金の交付決定を受けた者にかかる規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

様

年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった 年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金については、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

高岡市長 印

- 1 補助金の額 金 円

- 2 補助金の交付の条件
 - (1) シェアオフィスに継続して1年以上入居し、事業を実施すること。
 - (2) 前号の条件のほか、高岡市補助金等交付規則（平成17年高岡市規則第32号）又はこの要綱の規定を遵守すること。
 - (3) この要綱の規定により、補助対象事業に係る補助金の交付の決定の全部又は一部が取り消された場合には、市長の求めに応じ、補助金の返還を行うこと。

様式第3号（第9条関係）

年 月 日

高岡市長

あて

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金について、次のとおり補助事業等を変更したいので、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定により申請します。

1 変更の内容

2 変更の理由

3 変更予定年月日 年 月 日

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

高岡市長

あて

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度高岡市
シェアオフィス活用促進事業補助金について、補助事業が完了したので、高岡市シ
ェアオフィス活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり報告し
ます。

- 1 補助事業の完了年月日 年 月 日
- 2 補助金の交付決定額 円
- 3 補助対象経費の実績額 円
- 4 添付書類
賃料等の支払いを証するもの

様

年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した 年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金については、年 月 日付け実績報告に基づき審査した結果、次のとおり補助金の額を確定したので、高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

年 月 日

高岡市長 印

- | | | | |
|---|------------|---|---|
| 1 | 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の決定通知済額 | 金 | 円 |

高岡市長

あて

住所

氏名又は名称及び代表者氏名

年度高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった 年度高岡市
シェアオフィス活用促進事業補助金について、高岡市シェアオフィス活用促進事業
補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付されたく請求します。

記

- 1 交付決定額 金 円
- 2 今回請求額 金 円
- 3 振込先

金融機関名	
口座支店番号	
口座番号	
口座名義	

様式第7号(第16条関係)

第 号
年 月 日

住 所

氏名又は法人名及び代表者名 様

高岡市長 印

高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け高岡市指令 第 号で交付決定をした高岡市シェアオフィス活用促進事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

1 交付決定通知済額 金 円

2 取消の理由